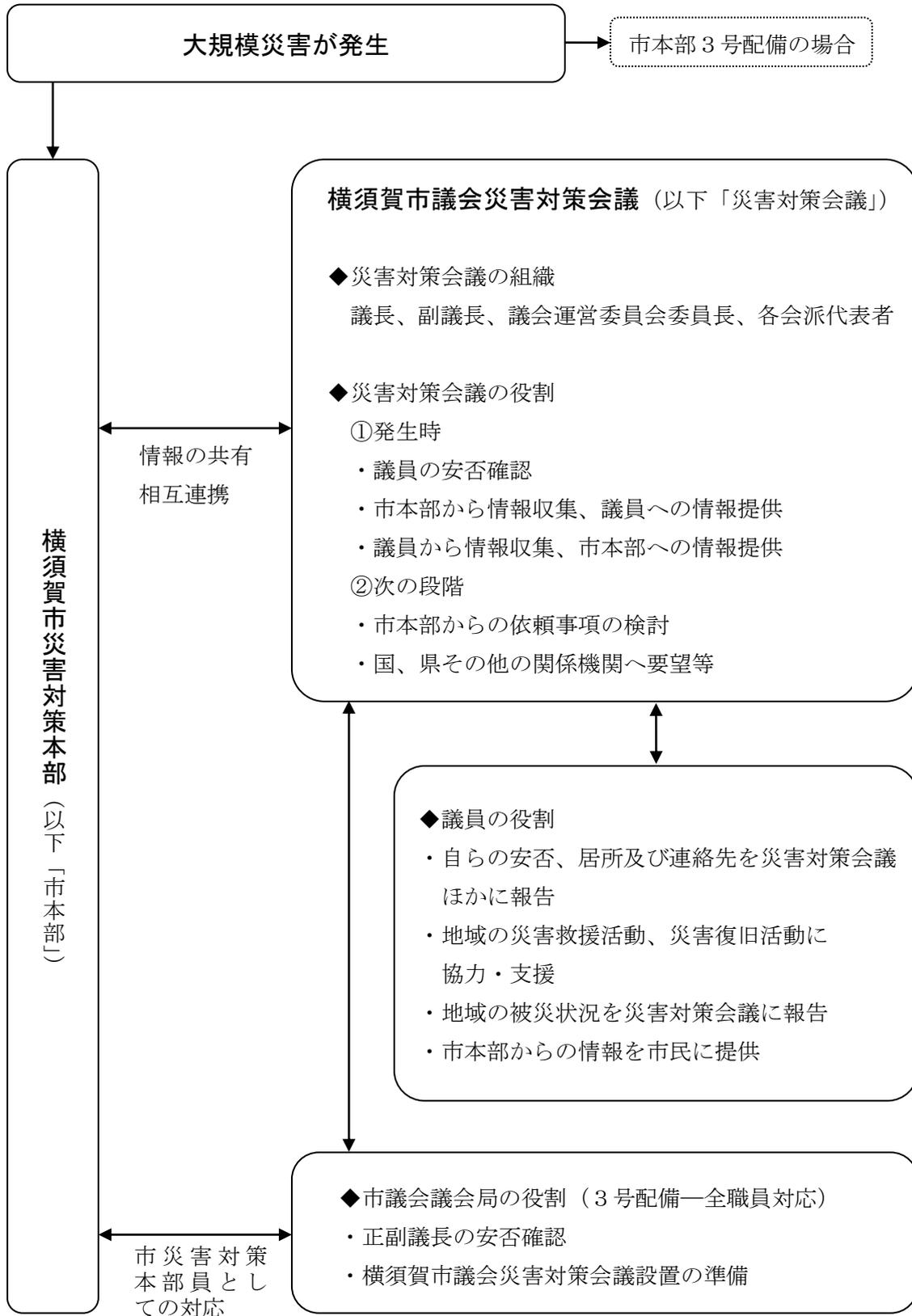


災害時における議会及び議員の具体的取組

	初動期（概ね発災当日） →→→→→→→→	応急期（概ね発災1～3日後） →→→→→→→→	復旧・復興期（概ね発災4日後以降）
議会の具体的取組	<p>会議開催中の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○開催している会議の休憩・散会 ○災害対策会議の設置（取組の一元化） ○市本部から入手した災害情報等を議員へ伝達 <p>会議非開催時の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害対策会議の設置（取組の一元化） ○市本部から入手した災害情報等を議員へ伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害情報等の受伝達（議員⇔災害対策会議⇔市本部） ○市本部との連携 ○災害対策会議の今後の取組検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害情報等の受伝達（議員⇔災害対策会議⇔市本部） ○市本部との連携 ○要望活動等の実施 ○議会運営の準備 ○関係機関等へのはたらきかけ ○復旧・復興への関与 ○予算の審議
議員の具体的取組	<p>会議開催中の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自らの安全を確保し、会派控室に待機 ○災害対策会議への参集 <p>会議非開催時の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自らの安全を確保し、安否・所在を連絡 ○地域における共助の取組へ協力・支援 ○地域の被災状況等の把握・提供 ○災害対策会議への参集 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域における共助の取組へ協力・支援 ○地域の被災状況等の把握・提供 ○市民への情報提供 ○災害対策会議への参集 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域における共助の取組へ協力・支援 ○地域の被災状況等の把握・提供 ○市民への情報提供 ○災害対策会議への参集

11 災害時における本BCPに基づく対応（フロー）



秦野市議会災害時等行動マニュアル（フロー図）

大規模災害等が発生（地震・風水害・危機等）

市長が災害対策本部等の設置を指示

議長が災害等対策会議の設置を指示
※市本部設置と連携を図る。

秦野市災害対策本部

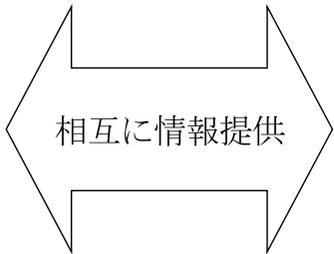
【災害対策本部の設置基準（地域防災計画から抜粋）】

- 地震
 - ・市内において震度5弱以上を観測し、大規模な地震被害が発生、又は発生するおそれがあるとき
- 風水害
 - ・市内に大規模な浸水被害や土砂災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
 - ・著しく激しい災害が発生した場合で、総合的な応急対策が必要なとき

秦野市危機管理対策本部

【危機管理基本マニュアルから抜粋】

- 災害対策基本法及び国民保護法に規定するもの以外の災害等
 - ・大規模な火災や爆発など事故による被害、原子力災害、新型インフルエンザ等の感染症、その他重大な被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき



秦野市議会災害等対策会議

災害等対策会議の構成及び参集基準

- 災害等対策会議は、議長、副議長、会派の代表者及び議会運営委員会委員長をもって組織する。
- 議長及び副議長は、震度6弱以上、警戒レベル4以上又は市本部設置時に参集、指名職員（局長、課長、議長が指名する職員）は、震度5弱以上、警戒レベル4以上又は市本部設置時に参集（第1次参集）。議長は、災害の状況により、災害等対策会議において議会の対応等を協議する必要がある場合は、会派代表者及び議会運営委員会委員長（第2次参集）に参集を求める。

災害等対策会議の所掌事務

- 議員の安否確認等を行うこと
- 議員からの災害情報を収集、整理し、市本部に情報提供すること
- 市本部から災害情報を収集し、議員に情報提供すること
- 議員からの意見・要望等を取りまとめ、市本部へ提案、提言等を行うこと
- 本会議、委員会、議会全員協議会等の開催及び協議事項の調整に関すること
- 市本部と連携・協力し、国、県等に対して要望活動を行うこと
- その他議長が必要と認める事項に関すること



議員（参集議員を除く）

- 議員は、議会局からの安否確認等に応答する。
- 議員は、議長から参集の求めがあるまでは、地域の一員として救援・復旧活動等に協力する。

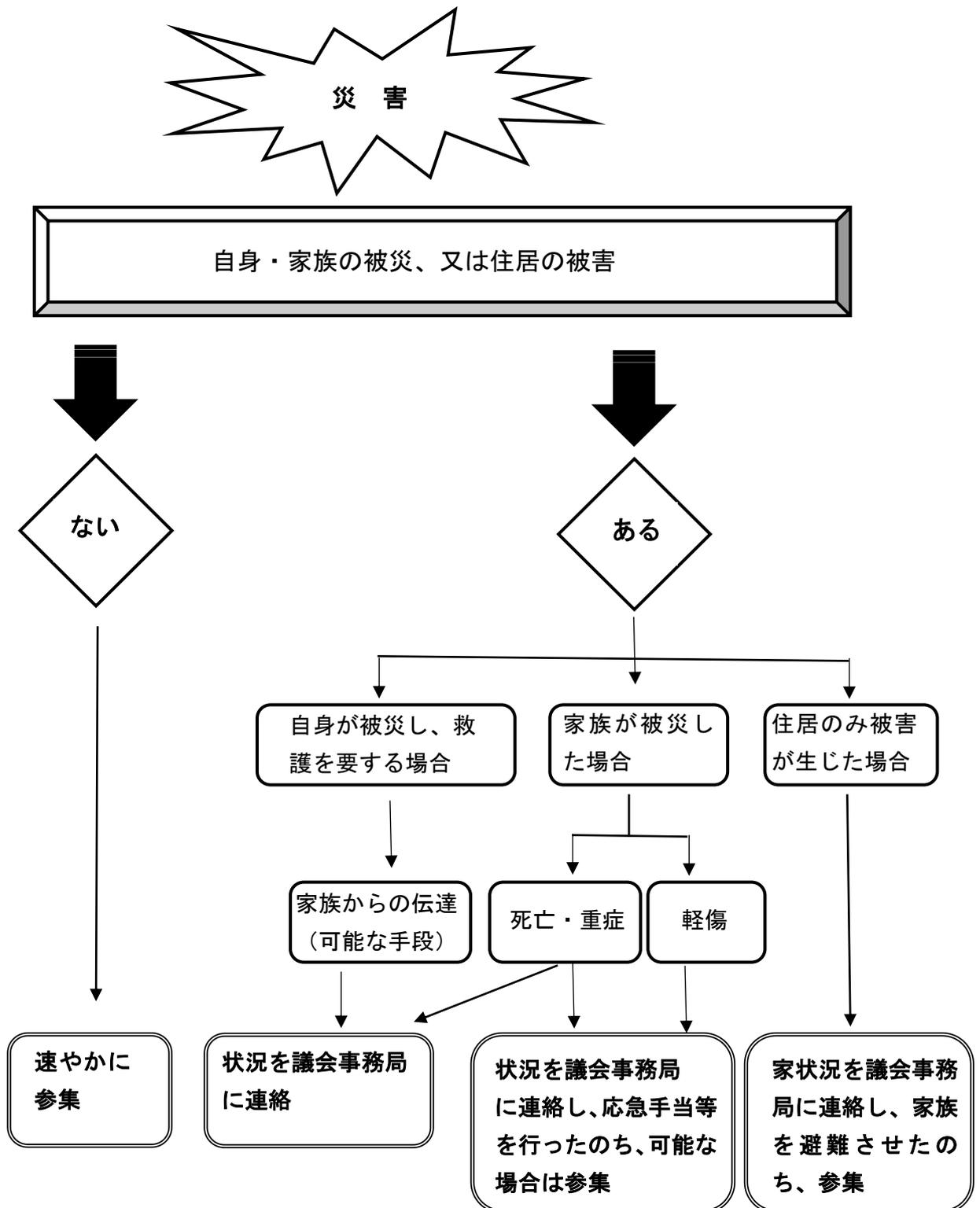
秦野市議会災害時等行動マニュアル（概要版）

区分	議長・副議長	指名職員	各会派代表者 議会運営委員会委員長	議員 (参集者を除く)
対象災害等発生時 ↓	正副議長は、速やかに自身の安全確保を行ったうえで被災者がいる場合にはその救出・救護を行う。	職員は、速やかに非常時優先業務に従事する。(その他職員は、各災害時勤務場所で従事する。)	議員は、速やかに自身や家族の安全確保を行った上で被災者がいる場合にはその救出・救護を行う。	
正副議長・指名職員参集	震度6弱以上、警戒レベル4以上又は市本部設置時は、議会局へ参集する。	震度5弱以上、警戒レベル4以上又は市本部設置時は、議会局へ参集する。	議員は、議長から参集の求めがあるまでは、地域の一員として救援・復旧活動等に協力する。	
災害等対策会議設置 ↓	議長は、災害等対策会議の設置を決定し、議員及び市長に会議の設置を通知する。また、議員に対して、安否等の確認を行う。 指名職員は、災害等対策会議の事務を処理する。		議員は、議長から災害等対策会議の設置の連絡を受けた後、自身の安否、連絡先等を議会局に報告する。	
情報収集・提供 ↓	議長は、議員及び市本部から災害情報等を収集し、双方に情報提供する。		議員は、地域における救援・復旧活動等への協力を通して、把握した地域の災害情報などを災害等対策会議に報告する。	
重要案件の協議	議長は、災害等の状況により、会派代表者及び議会運営委員会委員長の参集を求める。 議長は、本会議等の開催及び協議事項の調整、並びに市本部と連携・協力し、国、県等に対して要望活動を行う。		参集の求めがあった場合は、速やかに議会局へ参集する。	参集の求めがあった場合は、議会局へ参集する。

三浦市議会災害等行動マニュアル(概要版)

区分	議長、副議長	各会派代表者、 議会運営委員長 (オブザーバー)	議員（議会災害等 対策本部員以外）	事務局職員 (グループリーダー級の職員)
対象災害等発生時	速やかに自身の安全確保を図ったうえで、被災者がいる場合には救出・救護を行う。			速やかに議会事務局へ参集し、非常時優先業務に従事する。 (その他の職員は、議長から参集が求められるまで三浦市業務継続計画に定める非常時優先業務に従事する)
参集	対象災害等発生時は、議会事務局に自身の安否等を連絡する。 対象災害等発生時または市本部設置時は、正副議長室に参集する。	地域の一員として救援・復旧活動等に協力する。		
議会災害等対策本部設置、安否確認	議長は、議会災害等対策本部の設置を決定し、議員及び市長に通知する。また、議員に対して安否等の確認を行う。	議会事務局からの安否確認に応答するとともに、連絡がとれる態勢を確保する。 地域での救護・復旧活動や災害情報等の収集に当たる。		議長の指示により、議会災害等対策本部設置の通知、議員に対する安否確認を行う。
情報収集、提供	議員及び市本部から災害情報を収集し、双方に提供する。	地域での活動等を通じて把握した重要な災害情報等を議会災害等対策本部に報告する。 議会災害等対策本部を通じて把握した情報を市民に提供する。		議員及び市本部から災害情報を収集・整理し、双方に提供する。
重要案件の協議	必要に応じて、会派代表者及び議会運営委員長の参集を求め、各種会議の開催及び協議事項の調整を行う。		各種調整、会議開催、要望活動等に係る事務に従事する。	
	議長から参集の求めがあった場合は、指定された日時、場所に参集する。 ・各種会議の開催及び協議を行う。 ・市本部と連携・協力し、国・県等に対して要望活動を行う。			

【災害対策会議から参集指示があった場合の参集フロー】



※議員は、自身が被災することも想定し、その伝達方法などを含めて家族間で情報を共有しておくことが必要になります。

大規模災害が発生したときの議会・議員の動き（震度5弱以上の地震が発生した場合など）

	初期期（発災当日）	応急期（発災2日目～1週間程度）	復興期（発災1週間以降）
議会	<p>会議の開催時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議の休憩又は散会 ・ 出席者・傍聴者の安否確認及び安全確保（避難誘導、救出救護等） ・ 議会諸室の被害状況の確認 ・ 市議会本部の設置検討（必要に応じ設置） ・ 災害対策本部（執行部）との情報受伝達 ・ 議員との情報受伝達 <p>会議の非開催時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議員の安否確認 ・ 議会諸室の被害状況の確認 ・ 市議会本部の設置検討（必要に応じ設置） ・ 災害対策本部（執行部）との情報受伝達 ・ 議員との情報受伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部（執行部）との情報受伝達 ・ 議員との情報受伝達 ・ 今後の会議開催の検討及び準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部（執行部）との情報受伝達 ・ 議員との情報受伝達 ・ 今後の会議開催の検討及び準備 ・ 関係機関への働きかけ
議員	<p>会議の開催時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自身の安全確保 ・ 出席者・傍聴者の安否確認及び安全確保への協力（避難誘導、救出救護等） ・ 当該会議室又は別室での待機（指示待ち） ・ 家族等の安否確認 ・ 議会（又は市議会本部）との情報受伝達 ・ 帰路の安全が確認された場合は帰宅。原則、議会（又は市議会本部）と連絡がとれる安全な場所で待機 <p>★専門技能（医療職等）に基づく業務がある場合は、そちらを優先</p> <p>会議の非開催時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自身の安全確保 ・ 自身の安否確認の報告 ・ 議会（又は市議会本部）との情報受伝達 ・ 原則、議会（又は市議会本部）と連絡がとれる安全な場所で待機 <p>★専門技能（医療職等）に基づく業務がある場合は、そちらを優先</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会（又は市議会本部）との情報受伝達 ・ 最寄りの広域避難所における自主防災組織や被災者への支援・協力 ・ 市議会本部長から招集があったときは参集 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会（又は市議会本部）との情報受伝達 ・ 最寄りの広域避難所における自主防災組織や被災者への支援・協力 ・ 会議への出席 ・ 市議会本部長から招集があったときは参集

災害時における議員の行動指針

(市内で震度5弱以上の地震があったとき、市内に大津波警報が発表されたとき、市内の全域に災害が発生したとき)

1 身の安全の確保

- ・自分や家族、ご近所や周辺の安全を確保すること（自助共助）。
- ・発災から被災者への支援開始までには、およそ3日間を要する。
発災から3日間は、とにかく身の安全の確保に努めること（余震等の可能性もある）。

会議の開催中の場合

- ・会議の休憩または散会となった後、議長（委員長）の指示に従い、行動すること。
- ・出席者や傍聴者の安否確認のほか、安全確保（避難誘導や救出救護）に協力すること。
- ・当該会議室または別室で、安全が確認されるまで待機となる可能性がある。

2 安否等の連絡（連絡手段の確保を含む）

- ・身の安全の確保後、安否、居所及び連絡手段を議会局に連絡すること。
- ・原則、ラインワークスのアンケート機能により安否確認の照会をするので、回答すること。なお、災害発生から1時間を経過してもラインワークスに安否確認の照会が届かない場合やラインワークスを使用できない場合は、電話やメール等の別の手段により議会局に連絡すること。

安否等の連絡例（A議員の場合）

- ・安否：無事
- ・居所：自宅以外（●●小学校広域避難所）
- ・連絡手段：携帯電話（090-△△△△-●●●●）、
メール（a~…@gmail.com）
- ・その他：地震により自宅の天井が崩落したため、●●小学校広域避難所に避難しています。家族も全員無事です。

3 災害対策本部や所管課に直接連絡しないこと

- ・指揮系統や情報の混乱を防ぐため、災害対策本部（防災対策課）や所管課に直接連絡をせずに、まずは、議会局を通すこと。

4 最寄りの広域避難所への支援・協力

- ・最寄りの広域避難所（小学校）が開設された場合は、必要に応じて支援・協力をすること。その際、広域避難所の運営主体を尊重した活動を行うこと。

<参考>

- ・広域避難所（小学校）には、MCA無線、緊急時の電話回線（発信専用）が配備されており、有事の際も連絡が取れる体制となっている。
- ・広域避難所の運営主体は、自治会（発災から3日間は、避難所立ち上げのため、市職員も配置）

5 情報収集

- ・市議会本部と議員間は、ラインワークスによる連絡を第一の手段とするが、ラインワークスを使用できない場合は、電話、メールなど別の手段を使用するものとする。
- ・市議会本部からも各議員への情報発信に努める。
- ・広域避難所に避難している地元住民から、被害状況や要望などの情報を入手した場合は、まずは広域避難所の運営主体に報告するよう促すこと。広域避難所に避難していない地元住民からの情報や、広域避難所での対応が困難と判断される内容については、原則ラインワークスにより市議会本部に報告する。
- ・市議会本部に報告する情報については、可能な限り内容の事実確認に努めること。
- ・報告内容は、「9(3)市議会本部へ報告する内容（例）」を参照すること。

6 不用意に情報を発信しないこと

- ・議員のように社会的地位にあるかたが情報を発信すると、市民にとっては、「市の公式情報」と認識されてしまうことがある。混乱を招く恐れがあるため、不用意に情報発信（掲示板への掲出やSNS等を含む）を行わないこと。
- ・情報を発信する場合は、情報源を一本化するため、市が発信する情報を案内する程度の内容にとどめること。

7 議会の招集等

- ・議会から招集があった場合は、可能な範囲で招集に応じること。(発災から概ね2週間～1か月頃を予定)
- ・自身や家族の怪我・病気、交通手段の確保困難などのため、招集に応じることが困難な場合は、無理をせずに、欠席をすること。
- ・その他、何らかの事情により、市議会本部の本部長（議長）から招集があった場合は、市議会本部に参集すること。

8 食料・飲料水の備蓄

- ・日頃から、自宅等に3日分の食料及び飲料水を備蓄しておくこと。

食料 1人1日3食×3日間

飲料水の備蓄目安 1人1日2リットル×3日間

9 その他

(1) 正副議長及び議会運営委員会の正副委員長（市議会本部の設置）

- ・災害対策本部が設置された場合（震度5弱以上の地震があった場合など）、市議会局職員が議長に、その後、副議長及び議会運営委員会の正副委員長に連絡をする。参集の指示があった場合は、「小田原市議会災害対策対応規程」に基づき、登庁すること。

(2) 市議会局の連絡先

電話	0465-33-1761
F A X	0465-33-1760
Eメール	shigikai@city.odawara.kanagawa.jp
災害用伝言ダイヤル（N T T）	171
災害用伝言板・web171（N T T）	https://www.web171.jp
広域避難所配備のM C A無線	個別番号 094、個別番号 095（議会局用）

(3) 市議会本部へ報告する内容（例）